



13条

個人の尊厳より「公益」ファースト？

現行憲法 13条

すべて国民は、**個人**として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、
公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

自民党改憲草案 13条

すべて国民は、**人**として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、
公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない。

「個」を削除

13条で「女性の人權」も認められるようになりました。しかし、女性が自分の性や生殖、健康に関して自分で決める自由と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）はいまだに確立されていません。国家は、人口や労働力（さらには兵力？）調整のための道具として女性の出産や性に干渉し続けています。政治家の問題発言には、そのような本音が透けて見えます。

戦前は、個人の人権よりも家や国の利益を優先する考え方がありました。これを反省し、個人の人権尊重を謳ったのが憲法13条。国の立法や政策決定においては、最大限個人の人権を侵害しない配慮が必要とされています。
しかし、自民党改憲草案では「公共の福祉」を「公益および公の秩序」に書き換えています。大差がないように見えますが、実は全く逆。「公共の福祉」とは、他の個人の人権との衝突を調整するための原理ですが、「公益および公の秩序に反しない限り」は公||国家の利益や秩序と個人の人権がぶつかる場合、国家が優先されるのです。



女は子を産む道具じゃない！



2007年	第1次安倍内閣柳沢厚労大臣「女性は産む機械」
2015年	伊藤鹿兒島県知事「高校で女子にサイン、コサイン、タンジェントを教えて何になる」
2015年	菅官房長官（芸能人の結婚報道に対し）「ママさんたちが『一緒に子どもを産みたい』という形で国家に貢献してくれればいい」
2015年	文科省作成の高校保健体育副教材『健康な生活を送るために』「女性の妊娠しやすいピークは22歳」と事実と違うグラフを載せて、出産を奨励
2017年	山東昭子元参院副議長（党役員連絡会で）「子どもを4人以上産んだ女性を表彰してはどうか」

DVや性犯罪を許さない社会を

●詩織さん準強姦事件

安倍総理大臣の御用ジャーナリスト・山口敬之氏に準強姦罪（当時）で逮捕状が出ていたが直前で中止された。検察審査会でも「不起訴相当」となった。権力の介入がなければあり得ない対応が次々と国会で明らかになったが、未だに加害者は罰せられず、被害者は言われなきバッシングにさらされている。

●慶應大学「広告研」集団準強姦事件
当時18歳の女性を酩酊させ集団で強姦。その状況を加害者らは動画配信しましたが、2017年11月、横浜地方検察庁は不起訴処分にした。

*

こうした警察や検察の対応は「性犯罪は処罰されない（場合が多い）」というメッセージになります。強姦罪については2017年7月の刑法改正で、「強制性交等罪」として男性被害者も対象とし、非親告罪になりました。しかし未だに「抵抗したか」「合意ではなかったか」と被害者を攻める傾向が司法にはあります。

性犯罪は男性の性欲故に起こるのでなく、女性への差別意識や支配欲が原因です。その点が日本社会では理解されていないことが問題です。女性の尊厳を守る視点がなければ、いくら刑法を改正しても性犯罪をなくすことはできません。